

ながさきピース文化祭 2025 ガイドブック制作業務委託  
に係る公募型プロポーザル募集要項

1 業務名

ながさきピース文化祭 2025 ガイドブック制作業務委託

2 業務の概要

別添仕様書のとおり

3 プロポーザルの日程

日程	内容
令和7年3月19日(水)	公募開始
令和7年3月26日(水)	質問提出期限
令和7年3月28日(金)	参加申込書提出期限
令和7年4月10日(木)	企画提案書提出期限
令和7年4月16日(水)予定	企画提案書プレゼンテーション及び審査、 審査結果通知

4 予算額

13,959,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む)を上限とする。

5 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

企画提案書

(2) 提出部数

正本1部、副本5部(計6部)を提出してください。

(3) 提出方法

持参または郵送(書留)とします。なお、郵送の場合は、(5)の提出先まで到着の確認を行ってください。

持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

(4) 提出期限

令和7年4月10日(木)午後5時(必着)

この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

(5) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県ながさきピース文化祭課内

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会事務局(以下「事務局」という。) 担当:木下(電話:095-895-2765)

(6) 受理の連絡

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、その旨を提出者に対して電話またはメールでお知らせします。

(7) 留意事項等

ア 企画提案書は1者1提案までとします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません(事務局が補正等を求める場合を除く)。

ウ 厳格に審査するため、提出部数の副本5部について、企画提案書及び関係書類には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないでください。

#### エ その他

- ・提出書類(正1部、副5部)は、まとめてA4ファイルに綴じて提出してください。
- ・A4ファイルの表紙及び背表紙には提案事業タイトルを記入してください。  
表紙・裏表紙・P1,2 のデザインサンプル、企画ページのデザインイメージ・企画内容、事業紹介イメージを盛り込むこと。  
片面印刷、20 ページ以内とすること。  
<記入例> ながさきピース文化祭 2025 ガイドブック制作業務委託

## 6 質疑及び回答

### (1) 提出方法

質疑がある場合は電子メールで受け付けます。「質問書(様式5)」を「10 問合せ先」記載の担当者あてに提出してください。正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。

質疑と回答の内容は、原則として参加者全員に回覧します。

### (2) 質問受付期限

令和7年3月26日(水)午後5時まで

### (3) 回答

回答は、令和7年3月27日(木)午後5時までにいきます。

## 7 審査

### (1) 審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、原則として、提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とする。また提案金額も同じである者が複数いる場合は、くじ引きのうえ、最優秀提案者を決定する。

また、得点が最も高い者であっても、その合計点が240点に満たない場合は、最優秀提案者に選定しない場合があります。

イ 審査は、参加資格を有する者を対象としてプレゼンテーション及びヒアリングを行います。ただし、応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行う場合があります。

#### (ア) プレゼンテーションの日時及び実施形態等

実施日時 令和7年4月16日(水)予定(詳細は追って連絡)

実施場所 長崎市内(詳細は追って連絡)

所要予定時間(1提案者あたり)

プレゼンテーション15分以内、ヒアリング 20分程度

ウ 最優秀提案者は特別な理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

ながさきピース文化祭2025ガイドブック制作業務委託 評価基準表			
評価項目	評価基準細目	配点	項目計
業務の企画内容 にかかる評価	表紙・裏表紙のデザインは、ながさきピース文化祭2025の魅力を感じることができ、かつ、手にとって本県の文化に触れてみたくなるような魅力あふれるデザインであるか。	25	85
	P1.2、事業紹介ページの内容・構成は、ながさきピース文化祭2025が分かりやすく記載され、かつ魅力を引き出し、来場意欲が高まるような内容となっているか。	20	
	企画ページの内容（レイアウト、デザイン等）が、具体的でかつ効果的な内容が提案されているか。	20	
	障がい者への配慮、工夫がされたものとなっているか。	10	
	デジタルブックの作成は、見やすさ、操作性に優れ、誰でも使いやすく配慮されたものとなっているか。	10	
業務実施体制・運営 にかかる評価	ガイドブック制作業務に係る実績があるか。	5	15
	実施体制、スケジュールは、現実的かつ効果的であるか。	5	
	価格の算定式 満点（5点）×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額（端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。）	5	
計		100	

評価	評点
A(たいへん優れている)	項目の配点×1.0
B(優れている)	項目の配点×0.8
C(普通)	項目の配点×0.5
D(やや劣っている)	項目の配点×0.3
E(劣っている)	項目の配点×0

小数点以下は繰り上げ

審査項目の評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

審査項目において、1項目でも審査委員の半数以上がE判定(0点)の評価であった場合、その企画提案書は不採択とします。

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査からの対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続

- (1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀選定者と第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (2) 交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が整わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて実行委員会と交渉を行うこととなります。
- (3) 契約金額の支払いについては、完成払いとします。
- (4) 交渉の相手方が、交渉の相手方と決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

## 9 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します(事務局及び審査委員会での使用に限る。)
- (3) 契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

## 10 問合せ先

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会事務局  
長崎県ながさきピース文化祭課内 担当:木下  
Tel:095-895-2765  
E-mail:peacebunkasai2025@pref.nagasaki.lg.jp

## 11 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式6)を提出してください。辞退することによって、今後の実行委員会との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。また、企画提案書作成において使用画像など著作権の権利処理が必要なものが含まれる場合は提案者の責任のもと適切に処理しておくこと。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
  - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
  - イ 審査委員、事務局職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

- (4) 本業務の実施にあたっては、事務局と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と事務局が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6) 本業務を円滑に遂行するため、事務局は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。
- (7) この要項に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの要項に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとします。
- (8) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて実行委員会に帰属します。また、受託者は、著作権人格権を行使しないこととします。